

【機密性2】

令和6年10月11日

常任委員会委員 各位

大阪地方裁判所長

常任委員会諮問事項について

下記の事項について、持ち回りにより諮問します。

記

事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和6年11月5日実施分）

別紙のとおり

(別紙)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和6年10月11日諮問)

(令和6年11月5日実施)

現 行	変 更 後
(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第7刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 <u>三村三緒</u> (第12刑事部へ)	第7刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 <u>伊藤寛樹</u> (大阪高裁から) 〃 <u>三村三緒</u> (兼務発令)
〃 増尾崇 〃 村田幸生	〃 増尾崇 〃 村田幸生
(中略)	(中略)
第10刑事部(令状部) (毎日) 裁判官 <u>長瀬敬昭</u> (札幌家裁へ)	第10刑事部(令状部) (毎日) 裁判官 <u>渡部市郎</u> (第12刑事部から)
〃 水落桃子 〃 高橋俊介 〃 岡野哲郎 〃 奥野育美 〃 篠野拓輝 〃 上田郁也 〃 (兼)比舍昌志 〃 吉田開 〃 山田明日香	〃 水落桃子 〃 高橋俊介 〃 岡野哲郎 〃 奥野育美 〃 篠野拓輝 〃 上田郁也 〃 (兼)比舍昌志 〃 吉田開 〃 山田明日香
(中略)	(中略)
第12刑事部(租税部) (毎日) 裁判官 <u>渡部市郎</u> (第10刑事部へ)	第12刑事部(租税部) (毎日) 裁判官 <u>三村三緒</u> (第7刑事部から)

	渡 部 市 郎 <u>(兼務発令)</u>
岩 崎 貴 彦 中 井 太 朗	岩 崎 貴 彦 中 井 太 朗
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第6 令状係(毎日)	第6 令状係(毎日)
裁判官 <u>(兼) 長瀬 敬昭</u> <u>(兼務解消)</u>	裁判官 <u>(兼) 渡 部 市 郎</u> <u>(兼務発令)</u>
〃 (兼) 水落 桃子 〃 (兼) 高橋 俊介 〃 (兼) 岡野 哲郎 〃 (兼) 奥野 育美 〃 (兼) 篠野 拓輝 〃 (兼) 上田 郁也 〃 (兼) 比舍 昌志 〃 (兼) 吉田 開 〃 (兼) 山田 明日香	〃 (兼) 水落 桃子 〃 (兼) 高橋 俊介 〃 (兼) 岡野 哲郎 〃 (兼) 奥野 育美 〃 (兼) 篠野 拓輝 〃 (兼) 上田 郁也 〃 (兼) 比舍 昌志 〃 (兼) 吉田 開 〃 (兼) 山田 明日香
〃 岩本 直樹 〃 木花 弘 〃 小川 親治 〃 足立 和城 〃 (兼) 仙波 陽子	〃 岩本 直樹 〃 木花 弘 〃 小川 親治 〃 足立 和城 〃 (兼) 仙波 陽子
(中略)	(中略)
第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理)	第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理)
第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政	第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政

事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 井上直哉

第2順位 裁判官 松永栄治

第3順位 裁判官 長瀬敬昭

(中略)

事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 井上直哉

第2順位 裁判官 松永栄治

第3順位 裁判官 渡部市郎

(中略)

附 則

この規程は、令和6年1月5日から施行する。

D

名前

- 1 田島 花菜
- 2 山地 修
- 3 西岡 繁靖
- 4 堀田 らな
- 5 島崎 乃奈
- 6 武宮 英子
- 7 長瀬 敬昭
- 8 渡部 市郎
- 9 青木 勇人
- 10 松永 栄治
- 11 遠藤 邦彦
- 12 井上 直哉
- 13 岩崎 邦生
- 14 和久田 育

10月11日付け詰問事項について

御意見記入欄

【機密性 2】

常任委員会諮詢事項の措置について

常任委員会（令和 6 年 10 月 11 日）に諮詢した下記の事項について、措置する。

記

事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について

別紙のとおり

令和 6 年 10 月 16 日

大阪地方裁判所長

(別紙)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年10月11日諮問)

(令和6年11月5日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第7刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 <u>三村 三緒</u> <u>（第12刑事部へ）</u> 〃 増尾 崇 〃 村田 幸生	第7刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 <u>伊藤 寛樹</u> <u>（大阪高裁から）</u> 〃 <u>三村 三緒</u> <u>（兼務発令）</u> 〃 增尾 崇 〃 村田 幸生
(中略)	(中略)
第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 <u>長瀬 敬昭</u> <u>（札幌家裁へ）</u> 〃 水落 桃子 〃 高橋 俊介 〃 岡野 哲郎 〃 奥野 育美 〃 篠野 拓輝 〃 上田 郁也 〃 (兼) 比舍 昌志 〃 吉田 開 〃 山田 明日香	第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 <u>渡部 市郎</u> <u>（第12刑事部から）</u> 〃 水落 桃子 〃 高橋 俊介 〃 岡野 哲郎 〃 奥野 育美 〃 篠野 拓輝 〃 上田 郁也 〃 (兼) 比舍 昌志 〃 吉田 開 〃 山田 明日香
(中略)	(中略)
第12刑事部（租税部）（毎日） 裁判官 <u>渡部 市郎</u> <u>（第10刑事部へ）</u>	第12刑事部（租税部）（毎日） 裁判官 <u>三村 三緒</u> <u>（第7刑事部から）</u>

		渡 部 市 郎 <u>(兼務発令)</u>
〃 岩 崎 貴 彦	〃 岩 崎 貴 彦	
〃 中 井 太 朗	〃 中 井 太 朗	
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	
別表5	別表5	
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	
(中略)	(中略)	
第6 令状係(毎日)	第6 令状係(毎日)	
裁判官 <u>(兼) 長瀬 敬昭</u> <u>(兼務解消)</u>	裁判官 <u>(兼) 渡 部 市 郎</u> <u>(兼務発令)</u>	
〃 (兼) 水 落 桃 子	〃 (兼) 水 落 桃 子	
〃 (兼) 高 橋 俊 介	〃 (兼) 高 橋 俊 介	
〃 (兼) 岡 野 哲 郎	〃 (兼) 岡 野 哲 郎	
〃 (兼) 奥 野 育 美	〃 (兼) 奥 野 育 美	
〃 (兼) 篠 野 拓 輝	〃 (兼) 篠 野 拓 輝	
〃 (兼) 上 田 郁 也	〃 (兼) 上 田 郁 也	
〃 (兼) 比 舎 昌 志	〃 (兼) 比 舎 昌 志	
〃 (兼) 吉 田 開	〃 (兼) 吉 田 開	
〃 (兼) 山 田 明日香	〃 (兼) 山 田 明日香	
〃 岩 本 直 樹	〃 岩 本 直 樹	
〃 木 花 弘	〃 木 花 弘	
〃 小 川 親 治	〃 小 川 親 治	
〃 足 立 和 城	〃 足 立 和 城	
〃 (兼) 仙 波 陽 子	〃 (兼) 仙 波 陽 子	
(中略)	(中略)	
第 6 編 司法行政事務の代理順序	第 6 編 司法行政事務の代理順序	
(司法行政事務の代理)	(司法行政事務の代理)	
第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政	第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政	

事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 井上直哉

第2順位 裁判官 松永栄治

第3順位 裁判官 長瀬敬昭

(中略)

事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 井上直哉

第2順位 裁判官 松永栄治

第3順位 裁判官 渡部市郎

(中略)

附 則

この規程は、令和6年1月5日から施行する。